令和7年度 愛別町水道水質検査計画

水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき、水質検査計画を策定しましたので公表いたします。

1 基本方針

- (1)水質検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓で行います。
- (2)検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。その他として石狩川原水、またクリプトスポリジウム指標菌の検査を実施します。
- (3)水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、速やかに臨時検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1)給水状況

令和5年度

給水人口	2,170 人
普及率	89.78 %
1日最大給水量	1,511 m ³
1日平均給水量	397 l

(2)浄水場の名称及び浄水方法

浄水場の名称	愛別浄水場
浄水方法	急速ろ過方式

(3)水源の名称及び種別

水源の名称	石狩川水系石狩川
水源の種別	伏流水

- 3 水道の原水及び水道水の状況
- (1) 原水水質で留意すべき事項

愛別町水道水の取水地点上流域には、家畜舎等の原水の汚染要因があり、水質管理上注意すべき項目があります。

(2) 水道水の状況

水道水は、浄水場において原水の状況に応じた適正な浄水処理を行っており、水質基準にすべて適合 し、安全で良質な水をお届けしています。

4 水質検査項目と検査頻度

(1)毎日検査

色、濁り、消毒の効果の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

(2)水質基準項目の検査

浄水の水質基準項目検査、原水の水質検査、クリプトスポリジウム等対策指針に基づく指標菌検査については、別表のとおり実施します。

5 水質検査採水場所

原水 愛別浄水場

浄水 愛別町役場給水栓

6 水質検査の委託

(1)委託する検査内容

毎日検査以外の検査及び臨時の水質検査を委託します。

(2)委託検査機関

地方公共団体の機関または水道法第20条第3項で定められた厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

7 臨時の水質検査の要件

- (1)水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2)水源に異常があったとき
- (3)水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5)配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6)その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、町ホームページで公表します。

9 水質検査結果の評価と見直し

水質検査結果の評価は検査ごとに行います。また、水質検査計画の見直しは、これまでの検査結果の状況に基づいて行います。

10 水質検査の精度と信頼性の保証

原則として基準値及び目標値の1/10 の定量下限値を確保し, 定量下限値付近においても精度の高い測定に努めます。

11 関係者との連携

水源周辺で水質事故が発生した場合は、愛別町税務住民課、上川保健所、関係市町村、北海道、北海道開発局などと連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。

別表	Ž					
番号	項 目 名	基準値	検査回数	検査回数の減	検査頻度 浄 水	(回/年) 原 水
1	一般細菌	100集落/ml以下	1月に1回以上	不可	17 /1	1
2	大腸菌	検出されないこと	1月に1回以上	不可	12	1
3	カドミウム及びその化合物		3月に1回以上	3年1回	1	1
4	水銀及びその化合物		3月に1回以上	3年1回	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
-	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
	六価クロム化合物	0.05mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	1
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
14	四塩化炭素		3月に1回以上	3年1回	1	1
	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
16	シスー1,2ージクロロエチレン	0.04mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
	及びトランスー1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン		3月に1回以上	3年1回		1
\vdash	<u>ンクロログタン</u> テトラクロロエチレン				1	1
\vdash	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
19	ベンゼン	0.01mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
20		0.01mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	
	塩素酸	0.6mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
23	クロロホルム	0.06mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	
	臭素酸	0.01mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	3月に1回以上	不可	4	
	ホルムアルデヒド		3月に1回以上	不可	4	$\overline{}$
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
-	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
38	塩化物イオン	200mg/1以下	1月に1回以上	不可	12	1
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
-	蒸発残留物	500mg/1以下	3月に1回以上	1年1回	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	1月に1回以上※	不可	4	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	1月に1回以上※	不可	4	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
45	フェノール類	0.005mg/1以下	3月に1回以上	3年1回	1	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	1月に1回以上	不可	12	1
47	p H値	5.8以上8.6以下	1月に1回以上	不可	12	1
48	味	異常でないこと	1月に1回以上	不可	12	
49	臭気	異常でないこと	1月に1回以上	不可	12	1
50	色度	5度以下	1月に1回以上	不可	12	1
	<u> </u>	2度以下	1月に1回以上	不可	12	1
	指標菌検査(大腸菌、嫌気性芽胞菌)					4
	李回教の減・・・過去3年間の絵本結				_	

- ・検査回数の減・・・過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは1年1回以上、1/10以下であるときは3年に1回以上とすることができる。
- ・※印については藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。